

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月

兵庫県

## 目 次

はじめに	1
第1 普及指導活動の課題	2
1 「農」が先導する食の安全安心と地球環境の保全	
2 産業としての力強い農林水産業の再生	
3 「農」を礎とする魅力ある農山漁村づくり	
4 「農」を支える楽農生活の推進	
第2 普及指導員の配置に関する事項	3
1 普及指導員	
2 専門技術員	
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	3
1 普及指導員の研修について	
2 専門技術員の研修について	
第4 普及指導活動の方法に関する事項	4
1 普及指導体制	
2 普及指導計画の策定と評価	
3 関係機関との連携	
4 調査研究の実施及びその成果の活用	
5 民間専門家等の活用	
6 迅速な情報の収集と提供	
7 農業大学校における研修教育の充実強化	
8 行政施策の活用支援等	
第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	5
1 他産業に関する指導機関との連携	

## はじめに

兵庫県は、北は日本海、南は太平洋に面し、中央部には中国山地が東西に横たわるなど、「日本の縮図」とも言われる広大で変化に富んだ地形と気候を有し、さらに、摂津（神戸・阪神）、播磨、但馬、丹波、淡路という歴史的に特色ある固有の風土・文化を持つ5つの地域で構成されている。

本県の農業生産は、農用地面積のうち約9割を水田が占めるなかで、水稻作を中心とした水田農業をはじめとし、但馬牛を中心とする畜産や、大阪や神戸など大都市に近接した立地を生かした園芸作物など、多様な農業経営が展開されている。

このような中、本県における国との協同農業普及事業（以下、「普及事業」という。）は、市町や農業協同組合と連携を密に保ちつつ、直接農業者に接して技術・経営指導を展開し、農政改革のもとでの集落営農の組織化や認定農業者の確保・育成、環境創造型農業の面的拡大など数々の成果をあげてきた。

しかしながら、近年、高齢化等にもなう農業従事者や耕地面積の減少など農業生産構造の脆弱化や、農産物の供給にとどまらず市民農園や直売所の活用を求める都市住民のニーズの高まりなど、社会情勢の変化への対応に加え、戸別所得補償制度の導入や6次産業化による農山漁村の再生といった新たな国の農政への対応も新たな課題となっている。

これらの課題を解決していくためには、本県の施策の基本方向に基づいて、これまでの成果を生かしつつ、認定農業者や集落営農組織のみならず、女性や高齢者に至る多様な担い手に対する支援を展開し、自ら考え行動できる地域農業の担い手を育成していくことが、普及事業に課せられた重要な使命となっている。

また、地域特産物の生産拡大に対する支援、中山間地域の生産活動や社会活動の促進に対する支援等についても、創意工夫の普及活動を展開して、地域農業や農村の振興に取り組んでいくことも必要不可欠である。

このため、本実施方針において、普及事業の課題や課題解決のための普及活動方法などを明確化し、効果的かつ効率的な事業の展開を図ることにより、施策目標の実現に資する。

## 第1 普及指導活動の課題

農業技術のスペシャリスト又は地域農業のコーディネーターとして、直接農業者に接して課題解決等を促す普及活動を基本として、以下の課題について解決を促進し、地域農業・農村の発展に資する。

### 1 「農」が先導する食の安全安心と地球環境の保全

- (1) 人と環境に優しい環境創造型農業について、農業者に対して技術的な支援を行い、農業者の経営向上を図るとともに、環境に対する負荷を軽減し、良好な環境を維持することで、農業者が地域に誇りと愛着を持つための取り組みを支援する。
- (2) 農業者への農薬の安全使用指導や処方箋の発行、家畜排せつ物等の有効利用や加工食品の表示の適正化への指導などを通じて、県民に安全・安心な「食」を提供できる農業者の取り組みを支援する。

### 2 産業としての力強い農林水産業の再生

- (1) 認定農業者など経営改善意欲の高い農業者の高度で多様なニーズに対応し、技術の専門家集団としての本来の機能を十分に発揮して、技術・経営面のみならず流通・販売面の支援を行うとともに、その成果を地域に普及し、県産農畜産物の安定生産と供給に資する。
- (2) 地域就農支援センターとして、青年農業者、新規就農者（新規参入者を含む）、定年帰農者など新たに農業を始める者に対して、農業大学校や農業高校等と連携をとりつつ、技術・経営指導を行い、農業生産の担い手を安定的に育成・確保する。
- (3) 集落営農組織を地域の水田農業等を支える基礎的な担い手の一つとしてとらえ、集落の合意形成を促し、リーダーとなる人材の育成等を通じて、新たな組織を育成するとともに、収益性、社会性、継続性を兼ね備えた組織づくりを支援する。
- (4) 女性・高齢者など多様な担い手の能力向上を支援し、加工品の開発、販売等の活躍の場を積極的に創出することで、地域の多様な農業生産を実現する。
- (5) 消費者や流通関係者などと顔の見える関係を構築しつつ、生産方式や品質などにおいて他との優位性を有する農産物の生産・販売を展開するなど、農産物等のブランド化に取り組む農業者を支援する。
- (6) 地域に豊富な資源を有効に生かし、加工・流通・販売やグリーンツーリズム等を農業経営に組み入れた農業・農村の6次産業化に取り組む農業者を支援する。

### 3 「農」を礎とする魅力ある農山漁村づくり

- (1) 中山間地域等における、耕作放棄地の防止活動など地域資源の維持・保全のための支援や、美しい農村づくりのための農村アメニティー活動への支援を行う。
- (2) 野生動物による農業被害防止に向け、地域ぐるみで取り組む環境改善など、被害防止対策に向けた集落等の取り組みを支援する。

### 4 「農」を支える楽農生活の推進

- (1) 農業者等が進める食農教育や市民農園の開設などの活動を、技術・経営面から支援するとともに、その機会を積極的に創出し、県民の農業理解の増進に資する。
- (2) 直売グループなどに対する栽培技術指導や運営の支援、都市との交流を行う集落やグループへの支援により、一般県民と農業者の顔の見える関係を強化することで、農業者の所得向上や地域づくりを促す。

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

県下13箇所に農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）を県民局に設置し、地域で普及活動を行う「普及指導員」（普及指導員資格を得るための実務経験を得ようとする者を含む）を配置する。

また、全県的な視点で普及指導員の資質向上や、試験研究と普及活動をつなぎ課題解決を促進する「専門技術員」を配置する。

### 1 普及指導員

#### (1) 役割

- ① 農業者に対し地域の特性に応じて、農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う。
- ② 地域農業について、先導的な役割を担う農業者、市町、JAなどの関係機関との連携の下、将来目標やビジョンの共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施を支援する。

#### (2) 配置場所

農業者との密着性を確保しつつ、市町、農協など関係機関との連携のもと、地域の課題を解決して地域農業等の振興を図っていくため、普及センターに普及指導員を配置する。

#### (3) 配置方法

普及センターごとの普及指導員の配置数については、農家戸数、耕地面積など地域農業の規模や、作物別の生産状況や担い手数等の特性を考慮して定める。

### 2 専門技術員

#### (1) 役割

- ① 普及指導員に対して、最新の農業技術や施策推進に関する研修の実施や情報提供等を行い、普及指導員の課題解決能力の向上を図る。
- ② 普及指導員を通じて地域課題を抽出、整理し試験研究機関に提案するとともに、研究の成果を迅速に地域に普及することを通じて、地域課題の速やかな解決を図る。
- ③ 施策目標等の実現や地域農業の課題解決のための施策立案に向けた支援を行うとともに、立案された施策の円滑な推進を図る。

#### (2) 配置場所

試験研究機関との密接な連携を保ち、地域農業の課題解決のための農業技術の円滑な開発と移転を図るため、農林水産技術総合センターに専門技術員を配置する。

## 第3 普及指導員の資質向上に関する事項

普及指導員及び専門技術員が農業に関する高度な技術及び普及指導技術を習得し、普及事業の成果を着実にあげていくため、「普及指導員研修基本計画」を別に定めて、体系的に資質向上を図る。

### 1 普及指導員の研修について

- (1) 普及指導員は、自己研鑽として、現場での課題解決過程における自らの活動の評価・反省とそれに基づく改善を通じて、普及指導能力及び専門技術に関する能力を向上する。

(2) 職場研修は、普及センターの管理・監督職の指導及び専門技術員の支援の下、現場で直面している課題の解決能力の向上を図るとともに、普及指導員相互の研鑽を進める。

(3) 専門技術員が実施する研修については、次の目的ごとに、普及指導員の能力や経験に応じて企画する。

- ① 農業者の自主的な取り組みを促す普及活動の方法についての研修
- ② 専門的な技術に関する知識を高める研修
- ③ 社会情勢の変化に対応した新たな課題についての研修

## 2 専門技術員の研修について

専門技術員は自らの専門項目についての知識・技術を絶えず向上させるよう自己研鑽に努めるとともに、国や県が主催する研修に参加し、普及指導員の資質を向上させる能力、施策や研究課題を立案する能力等の資質向上を図る。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 普及活動体制

農業者との信頼関係を醸成しつつ、農業者のニーズにきめ細かく応じた取り組みを行う現地課題解決型の活動を進めていくため、普及センターは次の体制により活動を展開する。

(1) 普及センターには、普及活動を効率的かつ効果的に推進するため地域課と経営課を設置し、以下の体制により活動を展開する。

- ① 地域課には、市町担当普及指導員を中心に配置し、地域特産物の生産振興や、中山間地域の活性化、地域農業を支える多様な農業者の育成や確保など、地域農業の活性化に向けた支援を中心に取り組む。
- ② 経営課には、(2)に定める専門指導項目を担当する普及指導員を配置し、高度専門技術の課題に対する普及活動、農業経営の改善指導など、経営改善意欲の高い農業者に対する高度・専門的な技術・経営の支援を中心に取り組む。

(2) 普及指導員の専門指導項目については、野菜、果樹、花き、畜産、農産物活用とする。ただし、主作・農業機械、農業経営については、地域の実情に応じ専門指導項目に加えて担当する。

### 2 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及センターは、ビジョンに記載された施策を着実に推進するため、普及指導課題及び普及指導対象ごとの普及指導計画（5年を期間とする中期計画（アクションプラン）及び単年度行動計画（アクションプログラム））を策定する。

なお、普及指導課題及び指導対象の設定にあたっては、施策の展開方向及び地域の実状に応じて、普及指導活動を行う必要性が高いものに重点化する。

(2) 普及センターは、普及指導活動及びその成果について定期的に評価を行うとともに、評価結果を普及活動の改善に反映させるものとする。

### 3 関係機関との連携

(1) 普及センターは、市町、農協、農業者等を構成員とする農業改良普及事業協議会の場などを活用し、普及指導計画の内容や評価に関しての検討を行うとともに、各関係

機関が担うべき役割を明確化するなど、円滑な活動展開を推進するための体制づくりを行う。

- (2) 市町、農協や県関係機関等が地域農業計画策定等のために開催する会議等に参画し、農業技術・経営のスペシャリストとして、かつ、地域農業のコーディネーターとして、ビジョンに即した地域の目標等を提案するとともに、地域の課題解決に向けた関係機関の取り組みを促す。

#### 4 調査研究の実施及びその成果の活用

地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を実施し、その成果を普及指導に活用するよう努める。

#### 5 民間専門家等の活用

経営、農産物加工、マーケティングなど分野における特殊な領域については、農業者の能力向上に対するサービスの質の向上の観点から、積極的に民間専門家の活用を図る。

また、効率的かつ効果的な普及活動を進めるため、農業経営士など地域において先導的な役割を担う農業者の協力を得るよう努める。

#### 6 迅速な情報の収集と提供

- (1) 農業者や関係機関との情報ネットワークの充実を図り、情報ニーズの的確な把握に努めるとともに、多様な媒体を活用して、農業技術・経営に関する情報の迅速な提供に努める。
- (2) 県のホームページ、普及活動記録システム等を活用して、農業者の特徴的な取り組みや普及事業の成果を県民へ広く情報発信し、県民の普及事業の理解の促進に努める。

#### 7 農業大学校における研修教育の充実強化

- (1) 農業大学校は、学生に対して、生産から流通にわたるきめ細やかな教育を実施し、社会環境の変化に対応できる高度な技術力や経営力と、地域農業を先導する幅広い視野を有する農業者の育成を図る。
- (2) 担い手の経営力を一層向上するための研修や、新規に就農を希望する者が農業技術・経営力を円滑に習得できる研修の実施や、農業高校生に対する実践的な研修機会の提供など、研修教育の充実強化を図る。
- (3) 研修教育の実施にあたっては、普及センターや農業経営士、女性農漁業士など地域の先進農業者との連携を保ちつつ、農業大学校の研修教育と普及事業との一体的な取り組みを進め、地域農業を担うべき者の養成を効率的・効果的に行う。

#### 8 行政施策の活用支援等

普及指導活動の一環として、普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、補助事業、制度資金等の行政施策の農業者による活用の支援に努める。

### 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

#### 1 他産業に関する指導機関との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に留意する。